

# 一般入札7割に拡大

## 低入調査など制度充実

埼玉県公共調達改革推進本部会議  
埼玉県公共調達改革推進部

埼玉県は30日、公共調達改革推進本部会議を開き、同改革推進工程表にもとづく取り組みや、公共工事の品質確保について協議した。段階的に拡大している一般競争入札は2007年度、発注件数の51%（目標40%）で実施し、08年度は、約70%に拡大する。このほか、08年度からの取り組みとして、一般競争入札の拡大で課題となる「最低制限価格、低入札価格調査制度の充実」など5項目を掲げた。上田清司知事は「実施した結果、もとの制度に戻している自治体も見受けられるが、本県は制度の実効性を踏まえつつ、順調に進んでいる」と評価した。一方、品質確保については、県土整備部が検査体制の強化案を示したが、「成果の予測を踏まえた施策でなければならぬ」とし、次回の会議に持ち越した。



08年度は、設計金額3

000万円以上の工事の90%（緊急、特殊工事を除く）、1000万〜3000万円未満の工事の50%程度（09年度は全面導入）に一般競争入札を導入する。全体では、発注を計画する1447件の71%に当たる1028件が一般競争入札の対象

になる。一般競争入札を拡大する中、低価格入札への対応が08年度の最大のテーマとなりそうだ。会議の中で、上田知事は「『安くなつて手抜きや事故が多くなつたらどうする』といった声も聞かれています」とし、工程表で位置付けている最低制限価格

制度、低入札価格調査制度の充実や、品質確保策を講じる方針だ。品質確保については、県土整備部は、団塊世代の大量退職による技術継承問題、限られた予算・人員での対応の必要性を踏まえ、▽発注者の能力向上▽検査体制の強化（再雇用職員を活用した施工

段階検査「土木マイスター制度」など▽チェック機能の充実（現場対応マニュアルの作成）――を柱とする案を会議に提示した。上田知事は「結果を出す」という姿勢が足りず、このままでは（施策として）弱い」とし、裏付けとなる現有職員での対応状況・体制を洗い出し、成果を予測した上で、再度、会議に案を提示するよう要請した。県は推進工程表にもとづき、07年度に、契約金の特約の額を契約額の20%以上とするペナルティーの強化などを実施した。08年度は、最低制限価格制度、低入札価格調査制度の充実のほか、▽設計図書閲覧・配布方法の電子化（電子納品保管管理システム構築）▽業者選定委員会の議事録公開

▽物品調達、印刷請負の一般競争入札原則化▽1000万円以上の庁舎管理業務委託の一般競争入札原則化――に取り組む方針だ。

上田知事は、会議の中で、「建設業者の売り上げランキングでは、全国の上位にある県内企業が、ない状況にある。もっと育つように、チャンスを与えることも大事と考えている」と述べた。

20年 5月 1日

建設通信新聞